

議事要旨(7) 無形資産に係る検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）及び市原専門研究員より、個別に検討を要する論点とされた①従来非償却資産とされていた借地権等の取扱い、②研究開発の成果を自社の研究活動に利用する場合の取扱い、③耐用年数を確定できない無形資産の減損の取扱いについて、当該論点に関するこれまでの委員会審議を踏まえて事務局で準備した無形資産会計基準(案)の文案の説明がなされた。その後、質疑応答が行われた。主な発言内容は以下のとおりである。

- ・ある委員から、借地権に関する取扱いについて、現行の会計実務に言及する記述があるが、論点整理で記述されるような表現ぶりが残っているので、見直した方がよいという意見があった。これに対して事務局より、今回の無形資産会計基準の開発にあたっては、全体として現行の会計実務をベースとしつつもコンバージェンスの観点から必要な対応を図るという観点から検討を行っているものであるが、指摘を踏まえ検討する旨の回答があった。

- ・同じ委員から、本会計基準の適用により、従来は非償却であった無形資産が償却を行うことになる場合の経過的な取扱いについて、本来償却すべきであった借地権もあり得るので、このような場合には期首剰余金での修正処理を行う必要がある旨の意見があった。

以 上